

不動産IDに係る個人情報保護規制関係の論点と対応

- 不動産IDの利活用にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）との対応に留意すべき点がある。具体的には、保有する情報や利用方法に応じて検討されるべきものであるが、論点となり得る事項及び基本的な考え方については以下の通り。
- なお、以下の内容は、令和4年4月1日に施行予定の、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正を踏まえたものである（以下、「改正個人情報保護法」という）。

論点	基本的な考え方	条文
①-1 不動産IDは個人情報に該当するか 【詳細は2ページ】	不動産IDや登記簿上の不動産番号（以下、「不動産ID等」という。）は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、ID等を保有する者において、 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合 には、「不動産ID等及び当該他の情報」による情報全体として個人情報保護法第2条第1項の「 個人情報 」に該当する。	法第2条第1項
①-2 不動産IDは個人識別符号に該当するか	個人識別符号は「当該情報単体から特定の個人を識別できる符号」として、個人情報の保護に関する法律施行令第1条にて定められているところ、不動産番号はこれに該当せず、 不動産IDは個人識別符号に該当しない 。	法第2条第2項 令第1条
② 不動産IDの取得の際に必要な対応はあるか 【詳細は3ページ】	本人に利用目的の通知を行う、又は予め利用目的を公表することが必要となるが、通常の不動産取引における個人情報の取得に際して、既に利用目的の公表の措置が取られていることが一般的であり、同様の目的で利用する場合は 特段新たな措置を講じる必要はない 。	法第21条第1項
③ 不動産IDの第三者提供の際に必要な対応はあるか 【詳細は4ページ】	第三者提供にあたる場合は、本人から同意を得る又はオプトアウトの措置を講じる必要がある。ただし法令に基づく行為の場合等はこの限りではない。また、委託等がある場合は、「第三者提供にあたらぬ」と解される場合がある。このため、 第三者提供の態様に応じて解釈を検討する必要 がある。	法第27条
④ 不動産IDが紐付いたデータを利活用する際に必要な対応はあるか 【詳細は5ページ】	データの利活用にあたっては、個人情報の取扱いに適用される制限を緩和するための方法として、 匿名加工情報 を活用する方法に加え、令和2年の改正により新たに加わった、 仮名加工情報 を活用する方法が想定される。ただし、 それぞれ、加工等の段階で必要な措置を講じることが 求められている。	法第2条第5項、 第6項、第41条 ～第46条

不動産IDに係る個人情報保護規制関係の論点と対応(①-1 不動産IDは個人情報に該当するか)

- 不動産IDや登記簿上の不動産番号（以下、「不動産ID等」という。）は、それ単体では特定の個人を識別することはできないもの、ID等を保有する者において、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、「不動産ID等及び当該他の情報」による情報全体として個人情報保護法第2条第1項の「個人情報」に該当する。
- 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」と言える場合については、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものとされており、具体的には、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合できる状態をいう。例えば、他の事業者への照合を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に容易に照合することができない状態であると解されている（※）。
（※）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）より
- 現在では、物件情報に住居表示、地番等が含まれている場合は、不動産業者にとっては、（通常の業務の中で使用する）不動産登記簿や住宅地図等により、売主や貸主を識別することができることから当該物件情報は個人情報であると解されているところ、不動産ID等についても、不動産登記簿によって売主・買主を識別できることから、こうした場合は「個人情報に該当する」と考えられる。
- 他方、通常の業務の中で、不動産登記簿等を取得しておらず、不動産ID等から、売主や貸主を識別することが想定されない場合にも、「一般に不動産登記簿で照合できるため個人情報に該当する」とまでは言えないものと考えられる。
（ただし、この場合でも、情報提供先において個人情報に該当する場合には、不動産IDが「個人関連情報」（改正個人情報保護法において措置。令和4年4月1日施行予定）に該当し、提供元たる事業者は、提供先が当該個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときには、提供先が個人データとして取得することについて本人の同意が得られていること等を確認する必要がある。）

不動産IDに係る個人情報保護規制関係の論点と対応(②不動産IDの取得の際に必要な対応はあるか)

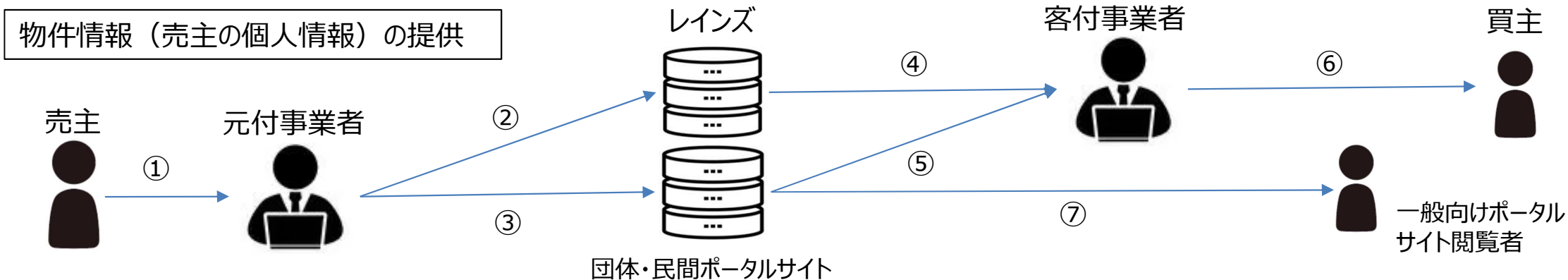
- 個人情報の取得においては、「あらかじめ利用目的を公表している場合」や「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」を除き、原則として「利用目的の本人への通知又は公表」が求められているところ、以下のような、不動産流通における一般的事項については、実務上、各事業者において、**既に利用目的の公表が一般的に行われている。**
- 不動産ID（及びIDに紐付いた情報）が個人情報と解される場合であっても、**既に公表されている目的の範囲内で取得する場合は、改めて利用目的の公表等を行う必要はない。**他方で、現在定めている範囲を超えて利用することが想定される場合は、取得時に新たな利用目的を公表する等の措置が必要となる。

<現在一般的に公表されている利用目的の例>

流通事業者（元付・客付）	レインズ	団体ポータルサイト
<ul style="list-style-type: none"> ・取引の相手方探索 ・物件情報をインターネット、チラシ等で広告をする ・レインズへの登録・成約情報の提供 ・売買契約、賃貸契約の締結、契約に基づく役務の提供 ・関連する、お客様への情報の提供、アフターサービス、メンテナンス ・売買・賃貸等に関する価格査定 ・広告掲載事業者や他の宅地建物取引業者等の第三者への情報提供 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業法第50条の3及び第50条の7に規定する業務のため。 ①専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地・建物の登録及び登録に係る宅地・建物についての情報の宅地建物取引業者に対する提供 ②登録に係る宅地・建物の情報に関する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務 ③毎月の売買又は交換の契約に係る件数等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトの運営管理 ・問合せ、相談への対応 ・物件情報のサイトへの掲載及びレインズ又は提携するwebサイトへの掲載・情報更新・成約通知 ・物件情報の信頼性を審査するための調査 ・物件情報の調査・集計・加工及びこれらの情報の第三者への提供 <p style="text-align: right;">等</p>

不動産IDに係る個人情報保護規制関係の論点と対応(③不動産IDの第三者提供の際に必要な対応はあるか)

- 個人データの第三者提供にあたる場合は、本人から同意を得る又はオプトアウトの措置を講じる必要がある。ただし法令に基づく行為の場合等はこの限りではない。また、委託等がある場合は、「第三者提供にあたらぬ」と解される場合がある。このため、第三者提供の態様に応じて解釈を検討する必要がある。
- 不動産IDも物件情報の一つであり、法令に基づき、現在行われている実務の範囲内で不動産IDの提供等が行われる場合、特段新たな対応を講じる必要はない。(現在の不動産実務における取引情報の第三者提供の考え方は、概ね以下の通り。)



①	元付事業者は、個人情報の取得の際（契約時）に売主から物件情報等の第三者提供について、同意を得ることが一般的。
②	予め売主から、物件情報等の提供について、同意を得ることが一般的。 (ただし、売買の専属専任媒介、専任媒介の物件情報の提供は、宅建業法上の義務であるため、法令に基づく行為に該当し、同意は不要。)
③	予め売主から、物件情報等の提供について、同意を得ることが一般的。
④	レインズから客付事業者への物件情報の提供は、宅建業法に定めるレインズの業務であるため、法令に基づく行為に該当し、同意は不要。
⑤⑥	予め元付事業者が売主から、物件取引の相手方を探索する等の目的の範囲内で、物件情報等の提供について同意を得ていることが一般的であり、当該目的の範囲内において、ポータルサイトおよび客付事業者からの情報提供についても、本人同意があると解されている。
⑦	予め売主から、物件情報等の提供について、同意を得ることが一般的。また、住所の表示において、町字に加えて、地番・部屋番号も表示する場合には、予め売主から表示についての同意を得て行っている。

(1) 匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした個人に関する情報。以下のように適切な加工を施すことが求められている。匿名加工情報は、一定のルールのもとで本人同意を得ること無く、事業者間におけるデータ取引やデータ連係を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に導入されている。

<匿名加工情報の適切な加工>

- ① 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除（氏名を削除するなど）
 - ② 個人識別符号の全部を削除⇒（例：旅券番号・マイナンバーを削除）
 - ③ **個人情報と他の情報とを連結する符号を削除**（例：分散管理された個人情報を連結するためのID等）
 - ④ 特異な記述を削除すること（例：年齢116歳のように、国内に数名しかいない場合）
 - ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講じる
- ⇒③の要件に該当しないために、匿名加工情報に加工するためには、**原則として不動産IDを削除することが求められる。**

(2) 仮名加工情報（改正個人情報保護法において措置。令和4年4月1日施行予定）

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した、個人に関する情報。以下のように加工を施すことが求められている。仮名加工情報は、一定のルールの下で、本人に利用目的を通知することなく、事業者内におけるデータ分析等に活用することを目的に導入されている。第三者提供はできない点に留意が必要。

<仮名加工情報の適切な加工>

- ① 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除（例：氏名を削除するなど）
- ② 個人識別符号の全部を削除（例：旅券番号・マイナンバーを削除）
- ③ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等の全部を削除

(参考) 不動産事業者による「利用目的の公表」に関する表示例

個人情報の取扱いについて(※不動産事業者による個人情報の取扱いに関するホームページ上での表示のうち、一般的な例を抜粋)

1. 個人情報保護の方針

当社は個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・厳守し、個人情報の適正な取扱いと保護に努めます。

2. 個人情報の定義

個人情報とは、お客様の氏名、生年月日、お電話番号、勤務先等の属性情報、E-Mailアドレス、ご住所、連帯保証人予定者の情報、その他お客様から提供を受けた情報において、1つまたは複数を組み合わせることにより、お客様個人を特定することのできる情報をいいます。

3. 個人情報の取得、利用、提供

個人情報の取得は、適正な手段によって行うとともに、利用目的の公表、通知、明示等をさせていただき、ご本人の同意なく、利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いはいたしません。また、個人情報を第三者へ提供・開示等する場合は、法令の定める手続きに則って行います。

4. 個人情報の利用目的

(1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理等の取引に関する契約の履行、及び情報、サービスの提供。

(2) 上記1の利用目的の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への提供。

(3) 当社が取り扱う商品に関する契約の履行、情報、サービスの提供。

(4) 上記1、3の商品・情報・サービス提供のための郵便物、電話、電子メール等による営業活動、及びアンケートのお願い等のマーケティング活動、顧客動向分析または商品開発等の調査分析。

情報、サービスの提供は、ご本人からの申出がありましたら取り止めさせていただきます。

(以下略)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3～4 （略）

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8～11 （略）

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二～四 (略)
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
 - 一～八 (略)
- 3・4 (略)
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 (略)

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 (略)

2・3 (略)

(仮名加工情報の作成等)

- 第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
 - 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
 - 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
 - 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
 - 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
 - 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

(匿名加工情報の作成等)

- 第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

- 第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(個人識別符号)

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号